

# 令和6年度地方税制改正

令和6年度税制改正により、市税などの制度が次の通り改正されました。

〔個人市県民税の改正〕▽定額減税の実施

令和6年度は5万147円▽所得割率11・24(同10・28)▽賦課限度額1180万円(同66万円)。

〔保険料率の激変緩和措置について(令和6年度のみ適用)〕制度改正による急激な増額を緩和するため、次に該当する人は6年度に限り記載の料率を適用します。

対象は▽①総所得金額等(※1)から基礎控除額43万円を差し引いた額が58万円(年金収入21万円相当)以下の人▽所得割率10・32▽②昭和24年3月31日までに生まれた人と令和7年3月31日までに障害認定により資格を取得した人▽賦課限度額73万円。

保険料率決定通知書は7月中旬に送付します。所得の低い人の軽減 令和5年中の世帯(世帯主と世帯内の被保険者)の総所得金額等が一定額以下(表2)の人には、均等割額を軽減。65歳以上の公的年金受給者は、総所得金額等から

表1 令和6・7年度後期高齢者医療保険料の計算方法

均等割額	所得割額	保険料額(年額)
52,791円	(総所得金額等(※1) - 43万円) × 所得割率11.24%(※2)	(上限80万円) (※2)

※1 総所得金額等とは、収入額から控除額(公的年金等控除額、給与所得控除額、必要経費のこと)をいう。社会保険料控除額、扶養控除額などの所得控除額は含まないを引いた額  
 ※2 「保険料率の激変緩和措置について(令和6年度のみ適用)」の①に該当する人について、所得割率は10.32%、②に該当する人について、賦課限度額は73万円が適用

表2 均等割額が減額される基準額

総所得金額等(被保険者+世帯主)が次の基準額以下の世帯	軽減割合(軽減後均等割額:年額)
基礎控除額(43万円) + 10万円 × (※年金・給与所得者数 - 1)	7割(15,837円)
基礎控除額(43万円) + 10万円 × (※年金・給与所得者数 - 1) + 29.5万円 × 被保険者数	5割(26,395円)
基礎控除額(43万円) + 10万円 × (※年金・給与所得者数 - 1) + 54.5万円 × 被保険者数	2割(42,232円)

※年金・給与所得者とは、同一世帯内の被保険者と世帯主のうち給与所得か公的年金等所得かその両方がある人

表3 世帯の自己負担額(年額)

●70歳未満		●70歳以上	
所得区分	限度額	所得区分	限度額
ア(901万円を超える)	212万円	Ⅲ(課税所得690万円以上)	212万円
イ(600万円を超え901万円以下)	141万円	Ⅱ(同380万円以上)	141万円
ウ(210万円を超え600万円以下)	67万円	Ⅰ(同145万円以上)	67万円
エ(※を除く210万円以下)	60万円	一般(同145万円未満など)	56万円
※オ(住民税非課税世帯)	34万円	Ⅱ	31万円
		Ⅰ	19万円

円市後期医療福祉課Tel784・8041、県後期高齢者医療広域連合Tel078・326・2021。高額医療・高額介護合算療養費制度 市は、1年間に支払った医療・介護保険の自己負担額の世帯合計が年間の自己負担限度額(表3)を超える場合、その超えた額を支給します。

## マイナンバーカード出張窓口

市は、4月18日(木)午前10時～午後5時(受け付けは午後4時半まで)ラスタホール1階のエントランスホールで、マイナンバーカードの出張申請受け付けを開催します。

無料写真撮影あり。当日直接、会場へ。持ち物など詳しくは、市ホームページで確認を。

●マイナンバーカード窓口休日開庁 4月28日(日)午前9時～正午、市役所1階の市民課窓口で。●マイナンバーカード本庁窓口完全予約制 カード交付・申請・電子証明書の更新・暗証番号の再設定などは予約制です。

合算対象は毎年7月31日時点で同じ医療保険に加入の世帯員。基準日(令和5年7月31日)現在で市国民健康保険か後期高齢者医療制度に加入し、自己負担限度額を超える見込みの世帯に支給申請書を送付しています。

## 市中小企業振興融資制度

市は、市内中小企業者を対象に融資制度を実施しています。制度内容は右下表の通り。融資要件など詳しくは、市商工労働課に問い合わせをしてください。

中小企業振興融資制度

資金名	資金用途	融資限度額	利率(年)	融資期間(据置期間)	保証料補助率
事業資金	事業資金	2000万円	1.20%	10年以内、運転のみ場合は7年以内(内1年以内)	1/4
小口零細資金(小規模・零細事業者)	事業資金	1250万円			
セーフティ1to6資金(セーフティネット1～6号認定者)	運転資金	1000万円	1.00%	7年以内(内1年以内)	1/2
大型店対策資金(大型店の進出に際しての助成)	事業資金	1200万円	1.13%	10年以内(内1年以内)	
創業資金(起業する人)	事業資金	1000万円		7年以内(内1年以内)	1/4

●犬の登録と狂犬病予防注射 生後91日以上の子犬は、取得日より30日以内に、必ず登録の手続きをしてください。狂犬病予防注射は、毎年4～6月に1回受ける必要があります。集合注射は行いません。かかりつけの動物病院で年1回必ず受けさせてください。

交付予約の場合には交付通知書に記載している製造管理番号(はがき右上)が必要です。予約は受け取り希望日の2ヶ月前までに▽予約サイト(下)▽二次元コードから読み取り可)からインターネット予約▽市市民課マイナンバーカード担当に電話)を。



## 光化学スモッグ特別監視期間

4月22日～10月18日は「光化学スモッグ特別監視期間」です。県は、市内で光化学スモッグ予報・注意報などが発令された際にメールを送付しています。二次元コードからメールアドレスの登録を。期間中の発令状況は、市ホームページから外部リンク「ひょうごの大気環境」で公開しています。発令時は、エフエムいたみ(79.4MHz)などでもお知らせします。発令時は、屋内に入り被害防止に努め、不要不急の自動車運転は控えてください。市グリーン戦略室Tel784-8054



## 統計調査「登録調査員」募集

市は、国や県が実施する統計調査の調査員を募集します。同調査員は、対象世帯や事業所を訪問し、調査の説明や調査票の配布・回収などを行います。登録要件など詳しくは、市ホームページで確認してください。

市総務課統計担当 Tel780-4475

## 太陽光パネル・蓄電池共同購入

みんなのおうちに太陽光 登録者募集

市は、参加者が増えるほど市場価格よりお得に購入できる「みんなのおうちに太陽光キャンペーン」で①太陽光パネル(10kW未満)②蓄電池の設置を希望する家庭や事業者などを募集します。対象は、市内在住か市内に事業所などを持つ人など(①②両方か、いずれか1つだけの設置も可)。9月11日までに同キャンペーンサイト(二次元コードから読み取り可)に参加登録を。詳しくは、「兵庫阪神戸みんなのおうちに太陽光」事務局☎0120-728-300(土・日曜、祝日除く午前10時～午後6時)へ。



費用は犬の登録と狂犬病予防注射で6千400円(注射のみは3千400円)。犬の登録が済んでいる人は、事前に送付したはがきを持参してください。市生活環境課Tel781-5371。